

令和 8 年 7 月 10 日

那賀川河川事務所

堤防の刈り草をお持ち帰りください

～堆肥・敷わら等にいかがでしょうか～

【目的及び内容】

那賀川河川事務所では、堤防の点検のため、年 3 回（うち 1 回はこまめ除草）那賀川と桑野川の除草を行っています。その際発生する刈り草をロール状に梱包して、地域の皆様に無料で提供しますので、堆肥・敷わら等にご活用下さい。

※こまめ除草につきましては、梱包を行わない刈りっぱなしになります。

【提供時期】

1 回目の除草は 5 月から 7 月、2 回目の除草（こまめ除草）は 8 月、3 回目の除草は 9 月から 12 月に実施しています。

下記の提供場所に順次運搬していますので、ご希望の方は、ぜひお持ち帰りください。

【注意事項】

注意事項は別添－1 をご確認ください。

【提供場所】

詳細は別添－2 をご確認ください

- ① 楠根桜つつみ公園 北側の堤防上（阿南市楠根町金石地先）
- ② 旧ガマン堰跡地の堤防上（阿南市下大野町渡り上り地先）
- ③ 北岸堰南側の堤防上（阿南市上大野町北豊年地先）
- ④ 津乃峰橋北詰の堤防上（阿南市長生町川ハタ地先）
- ⑤ 大津田排水機場（阿南市長生町平久保地先）

【その他】

事務所HP、X（旧ツイッター）でも情報発信していますのでご覧ください。

事務所HP：<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/>

※本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No5.2 安心して暮らせる四国づくりプロジェクト】に関連します。

【問い合わせ先】（◎主な問い合わせ先）

国土交通省 那賀川河川事務所

副 所 長

◎管理課長

みなみもと
し ま
志摩

ひでゆき
みちひろ
道寛

（内線204）

（内線331）

TEL：0884－22－6592

刈り草の提供状況



○刈り草の提供にあたり、ご同意いただく事項

1. 利用される方が、現地に取りに来て下さい。積込・運搬は個人で実施をお願いします。
2. 転売、換金、返品、投棄等を行わないで下さい。
3. 利用者が多い場合は、現地に刈り草が残っていない場合がございます。
4. 関係諸法令を厳守し、責任を持った適正な利用をお願い致します。
「道路交通法（収集運搬時における過積載等）」
「廃棄物の処理および清掃に関する法律（不法投棄、不法焼却）」
5. お持ち帰りいただいた刈り草は、本人が責任を持って適正に利用して下さい。
国土交通省は、引き渡し以降、一切の責任を負えません。
6. 刈り草には、小さなゴミ、雑草の種子、いばら等が含まれている場合があります。
草種の指定はできません。

○その他

「刈り草の大きさをもう少し小さくして欲しい」・・・等のご意見・ご要望がありましたら
那賀川河川事務所管理課まで御連絡ください。

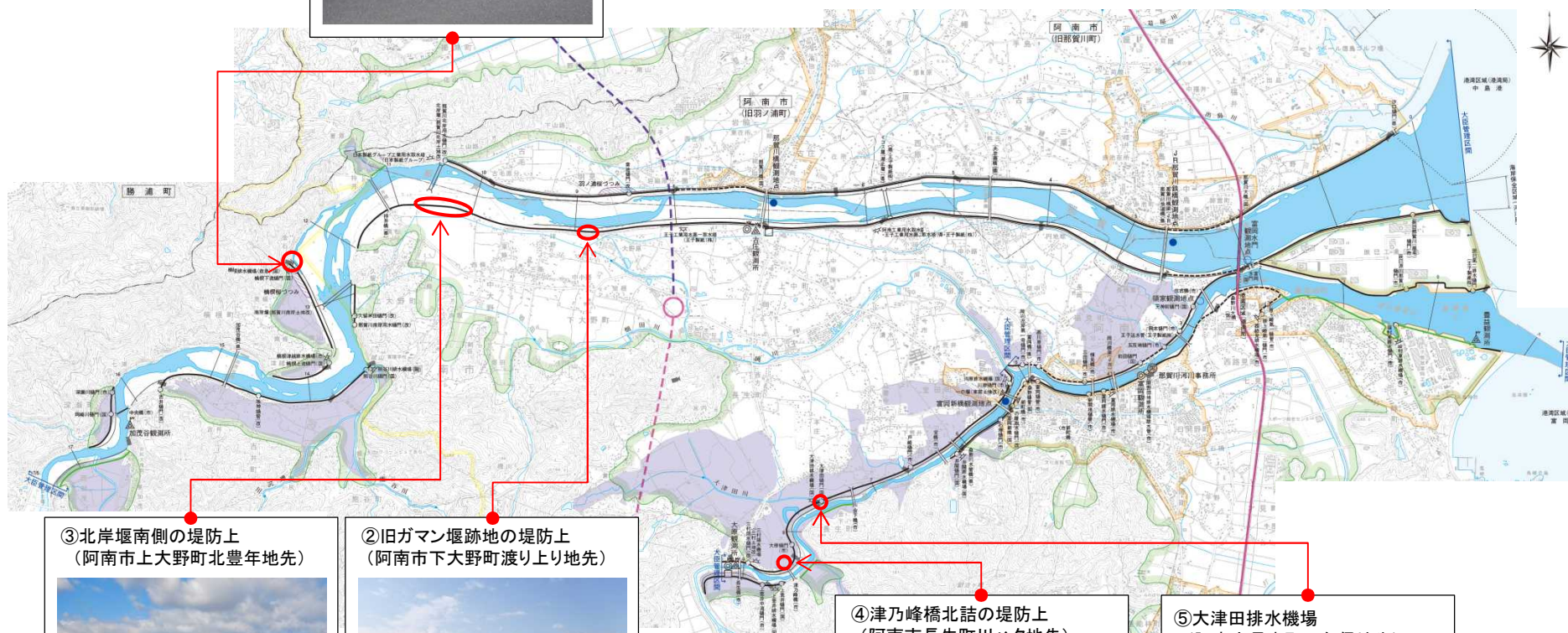
那賀川河川事務所管理課

TEL: 0884－22－6592

Mail: skr-nakaga50@mlit.go.jp

○刈り草の配布場所

①楠根桜づつみ公園 北側の堤防上
(阿南市楠根町金石地先)



③北岸堰南側の堤防上
(阿南市上大野町北豊年地先)



②旧ガマン堰跡地の堤防上
(阿南市下大野町渡り上り地先)



④津乃峰橋北詰の堤防上
(阿南市長生町川ハタ地先)

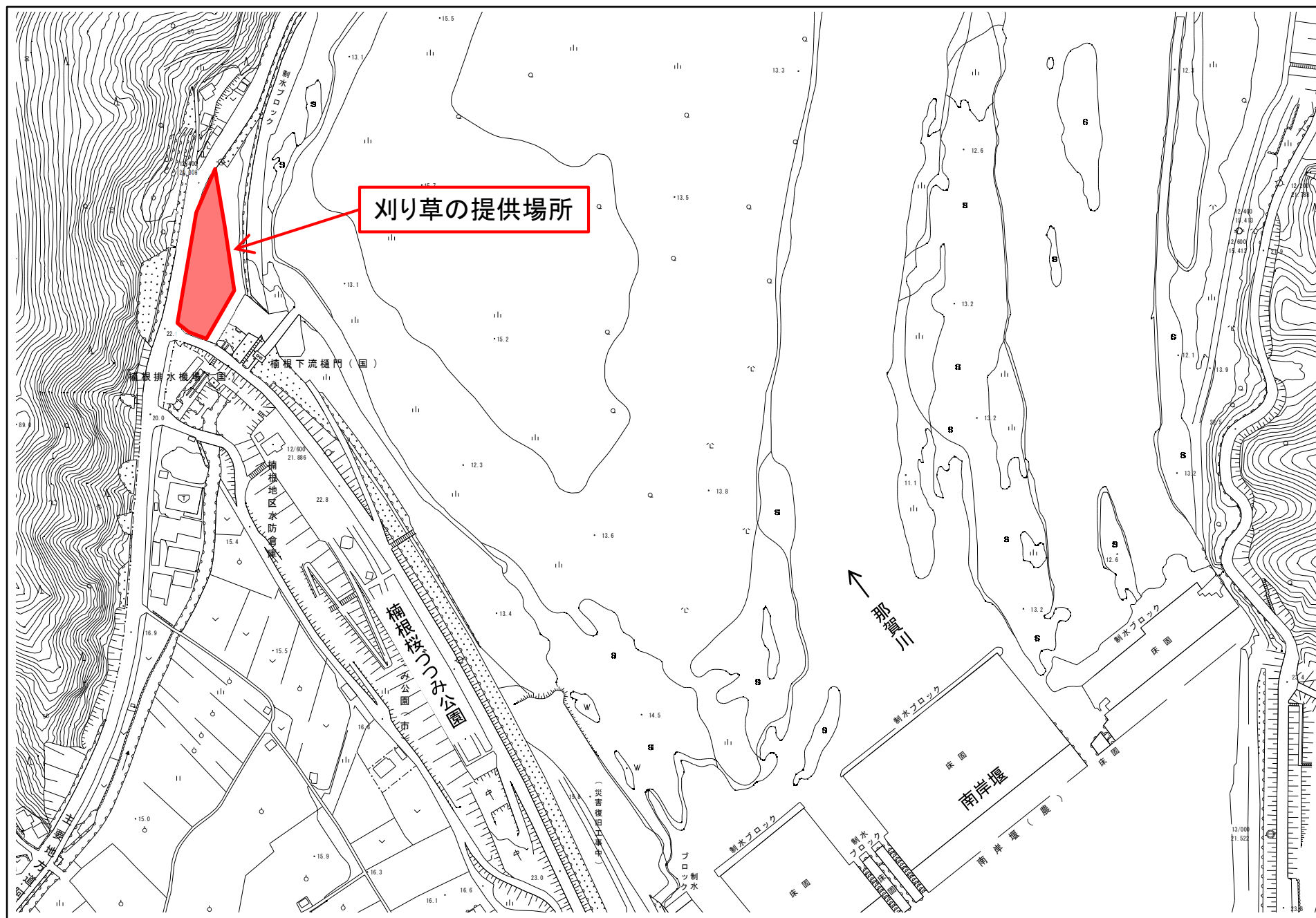


⑤大津田排水機場
(阿南市長生町平久保地先)



「この地図は、国土地理院の承認を得て、複製したものである。(承認番号 平29情複、第1548号)」

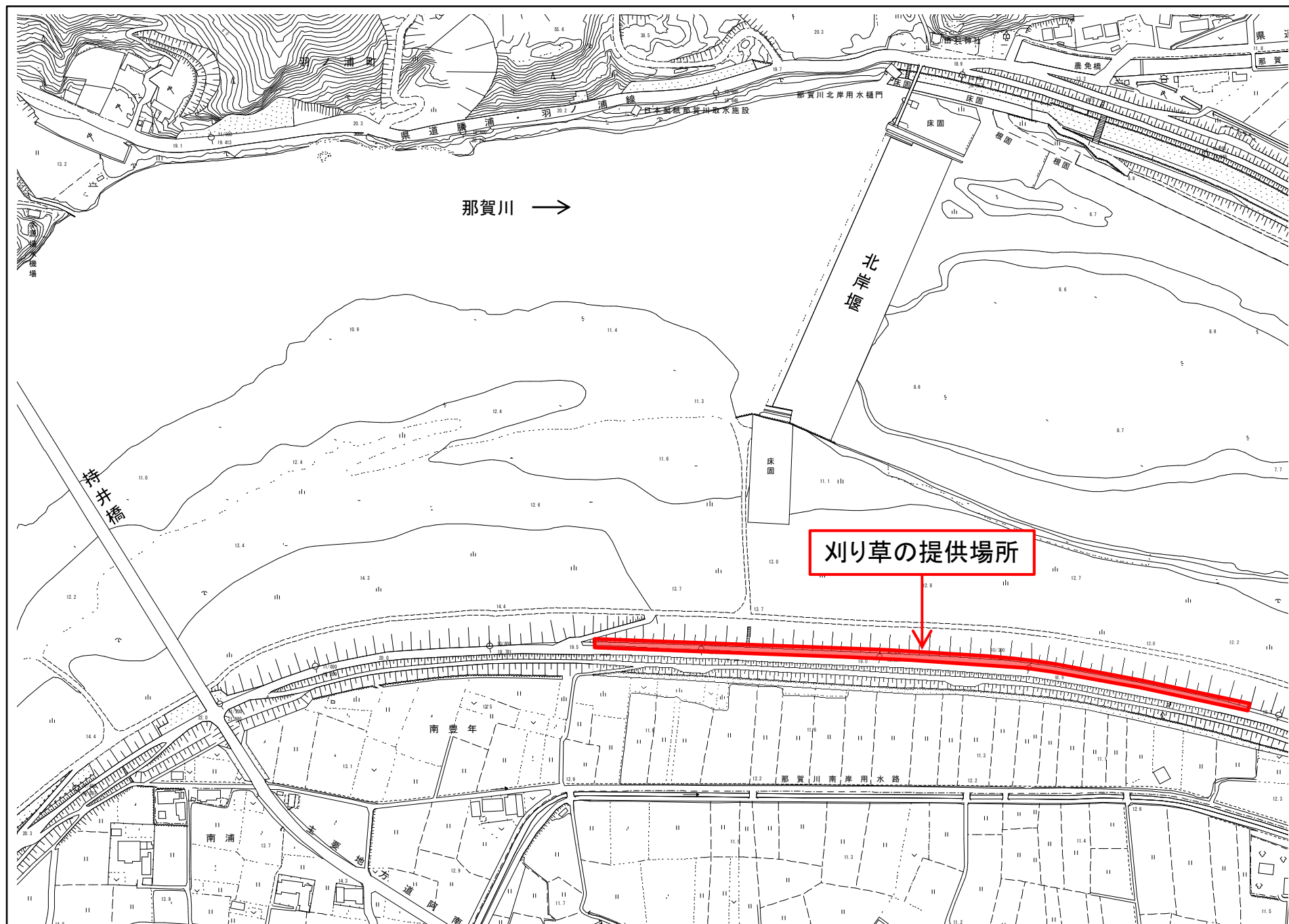
①楠根桜づつみ公園 北側の堤防上(阿南市楠根町金石地先)



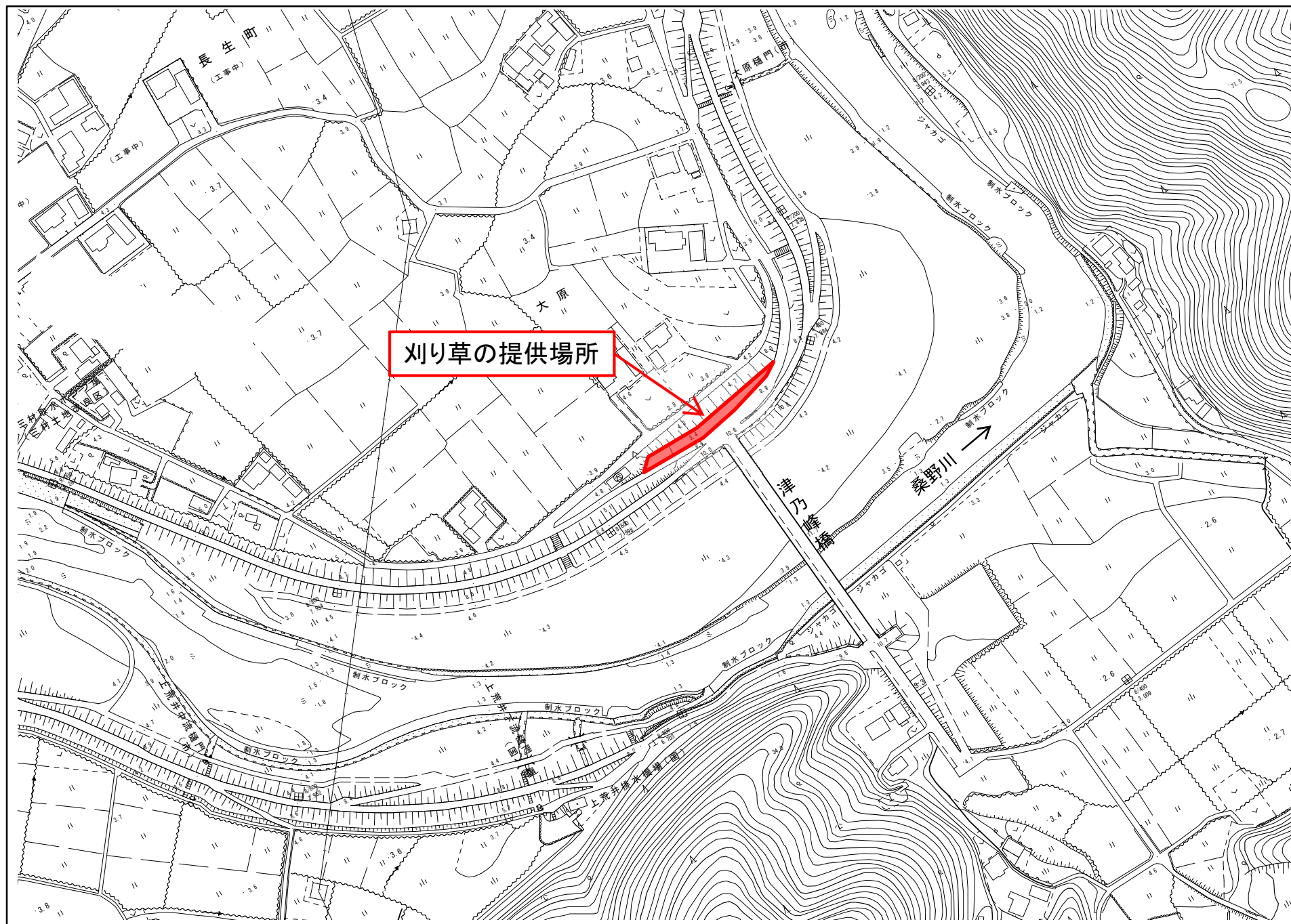
②旧ガマン堰跡地の堤防上（阿南市下大野町渡し上り地先）



③北岸堰南側の堤防上（阿南市上大野町北豊年地先）



④津乃峰橋北詰の堤防上(阿南市長生町川ハタ地先)



⑤大津田排水機場(阿南市長生町平久保地先)

